

格付実績の報告書

（有機加工食品の生産行程管理者）

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 齋藤 修殿

記入日 年 月 日（報告者が記入）

受付日 年 月 日（記載しないでください）

名称及び代表者				印
認証番号				
住所もしくは所在地				
ご担当者名		電話		
電子メールもしくは FAX	（メール優先で記入）			

*この報告書は、**J A S 法施行規則第 7 8 条第 1 項**に基づく格付実績についての報告のためのものです。みなさんの 1 年間の格付の実績（昨年 4 月 1 日から今年 3 月 31 日）を、3 月末日で集計し、6 月末日までに報告をお願いしています。特別の事情がなければ 5 月末くらいまでに報告してください。結果を取りまとめて農林水産大臣に報告します。

格付の実績についての報告（加工食品の区分は、追記 1 を参照してください）

加工食品の区分	商品名	規格	総格付点数	総量 (単位はkg)	集計の期間
合計					

記入上の注意：欄が不足する場合、別紙で作成してください。加工食品の区分は、追記 1 を参照。実績がない場合は、「実績なし」と記載してください。

追記 1：認証生産行程管理者および製造業者が格付の実績報告を行う場合の加工食品の区分
(2013 年改訂、2013 年分類)

- ① 冷凍野菜
- ② 野菜びん・缶詰
- ③ 野菜水煮
- ④ 野菜飲料
- ⑤ その他野菜加工品（乾燥果菜類、若葉加工品を含む）
- ⑥ 果実飲料
- ⑦ その他果実加工品（ドライフルーツ、ジャム等）
- ⑧ 茶系飲料
- ⑨ コーヒー飲料
- ⑩ 豆乳
- ⑪ 豆腐
- ⑫ 納豆
- ⑬ みそ
- ⑭ しょうゆ
- ⑮ 食酢（バルサミコ酢を含む）
- ⑯ 小麦粉
- ⑰ その他の麦粉（ライ麦粉等）
- ⑱ パスタ類
- ⑲ 米加工品（発芽玄米、もち、せんべい、米ぬかを含む）
- ⑳ その他穀類加工品（シリアル、パン、麦茶等）
- 21 ごま加工品
- 22 ピーナッツ製品（落花生油を除く）
- 23 その他の豆類の調製品
- 24 乾めん類
- 25 緑茶（仕上茶）
- 26 その他の茶（紅茶、ルイボス茶等）
- 27 コーヒー豆
- 28 ナッツ類加工品（甘栗を含む）
- 29 こんにやく
- 30 食用植物油脂（オリーブオイル、ごま油を含む）
- 31 砂糖
- 32 糖みつ・その他の糖類（メイプルシロップを含む）
- 33 香辛料（ハーブティーを含む）
- 34 牛乳
- 35 畜産物加工食品（34 以外）
- 36 その他の加工食品（①～35 以外の加工食品）

以上

有機中央会申請書式 1 2 - 3 1 - 2 格付実績の報告書（有機加工食品生産行程管理者） 第 8 版
改訂履歴

第 3 版 2007 年 4 月 10 日 改正 J A S 法にもとづく報告様式に変更

第 4 版 有機加工食品の生産行程管理者に呼称を一本化

第 5 版 2011 年 4 月 12 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う加工食品の区分の変更

第 6 版 2012 年 4 月 13 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う加工食品の区分の変更

第 7 版 2013 年 4 月 8 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う加工食品の区分の変更

第 8 版 2018 年 4 月 19 日改訂 4 月 1 日からの JAS の改正施行への対応